

雲仙市人権教育・啓発基本指針



平成30年3月
雲仙市

【目 次】

第1章 基本指針の策定にあたって

1 指針策定の目的	1
2 基本指針の性格	1
3 基本的な理念	1

第2章 基本指針の考え方

1 基本目標	1
2 基本方針	1

第3章 人権教育・啓発の推進

1 様々な場における人権教育・啓発	2
2 特定職業従事者における人権教育・啓発	3
3 基本指針の推進体制	4

第4章 人権問題の課題と施策

1 女性に関する問題	5
2 子どもに関する問題	5
3 高齢者に関する問題	6
4 障害者に関する問題	7
5 同和問題	7
6 外国人に関する問題	8
7 犯罪被害者等に関する問題	8
8 高度情報化社会に関する問題	9
9 性的マイノリティに関する問題	9
10 様々な人権問題	9
用語の解説	11

第1章 基本指針の策定にあたって

1 指針策定の目的

地方公共団体は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年）」第5条の規定により、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施することとなっています。

このため、当市は、雲仙市総合計画に定める「協働のまちづくり」の実現に向けた、「人権の啓発と擁護」の取り組みを総合的かつ計画的に進めることを目的として、「雲仙市人権教育・啓発基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定します。

2 基本指針の性格

この指針は、次の性格を有するものです。

- (1) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、かつ、雲仙市総合計画に定める「協働のまちづくり」の実現を踏まえ、人権教育・啓発を総合的に推進する施策とします。
- (2) 本指針は、雲仙市の様々な施策における諸計画等に対して、人権教育・啓発に関する基本指針としての性格を有するものです。施策の推進に当たっては、この指針の趣旨を踏まえ、常に人権の視点を持って取り組むものとします。
- (3) 雲仙市内の公共的団体、企業、地域等で活動する民間の諸団体においても、この基本指針の趣旨を踏まえた自主的な人権教育・啓発を期待します。

3 基本的な理念

人々の人権を侵害する様々な問題が生じている現状を省みて、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようすることを基本指針の理念とします。

第2章 基本指針の考え方

1 基本目標

本指針では、「男女が平等で一人ひとりの人権が守られる社会」を目指すとともに「市民主体の協働型のまちづくりを進める」ことを目標とします。

2 基本方針

市民一人ひとりが人権尊重を自らの課題として、あらゆる機会を通じ、また、生涯にわたって人権教育に参加できる効果的な人権教育・啓発を推進します。

- (1) 国、県、企業・団体、人権擁護委員等と連携し、学校や家庭、地域、職場等あらゆる場、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発を推進します。
- (2) 生涯学習の視点に立って、幼児期から発達段階を踏まえた人権教育・啓発を推進します。特に、人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養に努めます。
- (3) 各人権課題に対する取り組みについては、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を一人ひとりが培っていくような人権教育・啓発を推進します。
- (4) 市民一人ひとりの人権の尊重の実現に深い関わりを持つ公務員、教職員、消防職員、医療

関係者、福祉保健関係者等に対する人権教育を推進するとともに、市民生活を営むうえで大きな影響力を持つマスメディア※1についても自主的な人権教育の取り組みを求めます。

第3章 人権教育・啓発の推進

1 様々な場における人権教育・啓発

(1) 学校

①現状と課題

家庭や地域における教育力を補完するうえで、学校の果たす役割は大きく、学校における人権教育は極めて重要です。

学校においては、様々な人権問題に対して、本質を正しく理解し、具体的な対策や行動を示唆する人権教育を推進していきますが、今後、より効果的な教育を行うために、子どもたちの実態を踏まえた心の教育や、人権教育・研修内容の充実を図ることが必要です。

②具体的方策

当市は、「雲仙市教育振興基本計画」を策定し、各学校は人権問題について正しい理解と実践を行うために、人権教育の充実に努めます。

ア 幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携の推進

子どもたちの発達段階に応じ、教育活動全体を通して、人権に対する正しい知識を身につけ、自他を大切に思う心や態度を養い、集団生活の中から偏見やいじめ等の問題に気づき、自ら問題解決に向けて取り組んでいこうとする実践力の育成に努めます。

イ 人権問題に関する教育活動の充実

学校や地域の実情を踏まえ、各教科、「特別の教科 道徳」、特別活動、総合的な学習の時間など、すべての教育活動を通して人権問題についての正しい理解と人権感覚を高め、自分を大切にするとともに他の人を大切にし、様々な場面で思いやりの態度や行動ができるように努めます。

ウ 人権教育の内容の充実

各小・中学校では、これまでの人権教育の中で培われてきた手法や、成果及び課題を踏まえながら、さらに人権教育の内容の充実を図ります。

エ 研修内容の充実

教職員自ら豊かな人権感覚を培い、教職員としての資質の向上を図るため、人権教育に関する研修や学習内容の充実や実施方法の工夫を図り、自校の実態に応じた効果的な研修に努めます。

オ 教育相談の充実

子どもたちが抱える諸問題や個別の人権に関わる悩みを発見し、早期に解決する体制づくりを行うなど、よりよい集団生活が送れるように努めます。

また、スクールカウンセラー※2、スクールソーシャルワーカー※3、訪問指導員、スクールソーター※4等による相談の場を設け、幅広く児童生徒や保護者の悩みに対応します。

カ 一人ひとりの状況に対応した教育の推進

児童生徒の学力を保障するため、基本指針の定着を図り、きめ細かな学習指導を行います。

キ 情報モラル教育の推進

電子掲示板やホームページに匿名性を悪用した人権侵害事例が増加しています。学校では児童生徒や保護者等に対して、情報モラル※5 やルールについての教育を進めます。

(2) 家庭、地域

①現状と課題

あらゆる場における人権教育・啓発活動を継続して実施することで、人権問題についての正しい理解と認識を育て、学校はもとより、家庭、地域が一体となって人権尊重社会づくりを推進していくことが求められています。

②具体的方策

ア 県民運動である「ココロねっこ運動」※6 のさらなる普及と実践を推進します。

イ 人権問題に関する啓発講演会や講座、企業を対象として研修会、啓発パンフレットの配布等の取り組みを継続して実施します。

ウ 人権・同和に関する視聴覚教材の充実・整備に努め、人権教育・啓発のため有効活用します。

エ 地域で活動している指導者などを対象に、地域と連携した組織づくりを進め、地域での人権教育を推進していく人材育成に努めます。

オ 公民館講座の開催など、社会教育の充実を図り、一生涯を通した人権教育を推進します。

(3) 職域

①現状と課題

企業や団体は自らに課せられた社会的責任を踏まえ、男女の雇用機会均等や職場におけるハラスメント※7 の防止などに対処し、常に人権尊重を意識した行動に努めなければなりません。

②具体的方策

ア 各種人権教育・啓発研修会や講演会への企業等の参加を求め、人権意識の高揚に努めます。

イ 企業等が人権教育・啓発のための社内研修を実施する場合は、講師の紹介や教材等の提供などの支援を行います。

ウ 広報紙やホームページ等による情報発信を通じて、企業等における人権啓発活動に努めます。

2 特定職業従事者における人権教育・啓発

人権教育・啓発の推進に当たっては、雲仙市職員、教職員、消防職員等人権に関わりの深い特定の職業に従事するものに対する研修等の取り組みが不可欠です。

研修プログラム、研修教材の充実を図り、様々な人権問題を正しく理解し、正しい人権感覚

を高める研修等を継続的に行うことが重要です。

(1) 市職員

行政を担う職員は様々な人権問題を正しく認識し、豊かな人権感覚を身につけることは、各種行政サービスを適切に提供するうえで重要なことです。今後も、職員の人権意識の涵養に努め、人権尊重の視点に立った適切な対応ができるよう人権研修等を計画的に実施します。

(2) 教職員

教職員は、人権教育を通して、子どもたちに豊かな人間性、人権を尊重する心を培っていくことも使命のひとつです。今後も様々な人権問題について、正しい理解と実践力を身につけるため、教職員を対象とした職員研修を計画的に実施します。

(3) 消防職員

消防職員は、市民の生命、身体、財産の安全を守るうえで、人権にことさら深い関わりがあります。常に人権意識を持って行動ができるよう、今後も継続して、人権教育研修を実施します。

(4) 医療関係者

診療業務に従事する医師・看護師や保健業務に従事する保健師などは、市民の健康と生命を守ることを使命とし、個人の生活に深い関わりを持っています。患者等の人権を尊重することの重要性を認識し、インフォームドコンセント※8 の理念や患者のプライバシー※9 の配慮、個人情報の保護に努めるよう要請します。

(5) 福祉保健関係者

福祉保健関係者は、高齢者、子ども、障害のある人等に常に接しており、対象者の日常生活に密着した職務に携わります。対象者の個人情報の保護、公平な処遇の確保等に努め、対象者的人格の尊重が確保されるよう人権教育研修の充実を要請します。

(6) マスメディア

新聞、テレビ、ラジオなどの情報媒体を通したマスメディアは、市民の意識形成や価値判断に大きな影響力を持っています。人権尊重の社会を形成するために自主的な人権教育の取り組みを要請します。

3 基本指針の推進体制

(1) 本市の推進体制

- ① 本市は、行政、学校、企業、民間団体、NPO法人※10、家庭、地域などとの連携を図りながら、全庁体制で人権教育・啓発に取り組みます。
- ② 第4章に掲げる個別課題の解決のために、それぞれの分野ごとに定めた個別計画や方針等に従って取り組みます。実施にあたっては、本基本指針の趣旨を踏まえ、常に検証しながら推進していくこととします。

(2) 県、関係機関等との連携

- ① 県との連携を図りながら、本市の人権教育・啓発施策を推進します。
- ② 人権啓発ネットワーク協議会などの関係機関との連携を密にし、効果的な人権に関する事業の推進を図ります。

(3) 基本指針の見直し

人権を取り巻く社会状況の変化、人権教育・啓発の現状に常に留意して、必要に応じた基本指針の見直しを行います。

第4章 人権問題の課題と施策

1 女性に関する問題

(1) 現状と課題

近年、女性を取り巻く環境が大きく変化し、女性自身の生き方や暮らし方なども急速に変わりつつあります。

しかし、性別による固定的な役割分担意識や社会制度、慣習が見受けられ、男女の自由な活動や生き方の選択を妨げる要因になっています。また、ドメスティックバイオレンス※11も社会問題化しています。

このような課題を解決するには、男女が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に發揮し、男女が共に子育てなどの家庭生活における活動に積極的に参画することが必要です。

(2) 具体的施策の方向

雲仙市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進します。

① 能力・個性を育てる家庭教育の推進、男女共同参画意識を高める学校教育・幼児教育の推進及び学習機会の提供を図ります。

② あらゆる分野への男女共同参画社会の実現を目指し、以下に取り組みます。

ア 政策・方針を決定するための審議会等への女性の参画を促進します。

イ 家庭生活及び地域社会での男女共同参画を推進します。

ウ 雇用における男女平等を促進し、多様な就業形態に応じた労働環境の改善を図ります。

③ 健康で安心して暮らせる環境づくりを目指し、以下に取り組みます。

ア 母性保護・母子保健の充実、健康づくりの支援及び男女間における精神的・肉体的暴力の防止を図ります。

イ 子育て支援の充実、介護のための社会支援の充実、高齢者・障害者（児）の生活安定と自立支援及びひとり親家族の生活安定と自立支援を図ります。

2 子どもに関する問題

(1) 現状と課題

近年、子どもたちの生活・教育環境は大きく変化しており、子どもの社会性の衰退、非行問題など、憂慮すべき多くの課題があります。特に子どもに対する虐待は深刻で、身体的虐待のみならず心理的虐待やネグレクト※12などその態様は様々です。

このため、家庭、学校、地域等の関係機関が連携を深めて子どもを支えていくことが重要です。また、次代を担う子どもたちには、社会性や自立性、豊かな人間性、人権を尊重する

心を培うことが求められ、今後も継続した人権教育を推進していくことが必要です。

(2) 具体的施策の方向

社会全体で子どもの発達と子育て支援を行う環境づくりを推進します。

- ① 放課後児童クラブや地域子育て支援センターとの連携など、地域住民自らが子育てを支援し、地域全体で子どもの成長を見守る体制や市民意識の醸成を図ります。
- ② 「ココロねっこ運動」を推進し、社会全体で子育てを支える意識の啓発に努めます。
- ③ 学校、児童福祉施設、行政などの連携により、児童虐待の早期発見、再発防止等に努めます。
- ④ 子どものインターネットの利用に伴う問題については、学校において、児童生徒に対し、情報社会における正しい知識や判断と、犯罪に巻き込まれない対策やセキュリティの知識等を修得させる情報モラル教育に努めます。
- ⑤ 有害環境の浄化については、市内に設置する白ポストでの有害図書回収や、書店、コンビニエンスストア、薬局等への立入調査、雲仙市青少年健全育成協議会と連携した夜間パトロールを推進します。

3 高齢者に関する問題

(1) 現状と課題

本市の老齢人口割合は、全国平均と比較すると 5.1 ポイント、県と比較すると 2.1 ポイント（総務省統計局「平成 27 年国勢調査結果」）高く、今後もこの傾向はさらに顕著になることが予想されます。

その結果、寝たきりや認知症、ひとり暮らしの高齢者の増加が懸念され、また、高齢者を対象とした悪徳商法や振り込め詐欺等の犯罪被害、介護疲れによる精神的・身体的虐待など、高齢者的人権侵害に関する問題は深刻化しています。

さらに、高齢者が心身ともに健康で、生きがいを持った生活を送るために、高齢者と若者の間の互助精神が大切です。このような現状を踏まえて、次の取り組みを推進します。

(2) 具体的施策の方向

- ① 老人クラブ活動やボランティア活動、世代間・地域間交流等を推進し、シルバー人材センター※13 等の活用を支援します。
- ② 高齢者の自立支援のために、介護保険制度との整合性のもと在宅サービスの拡充を図り、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員など関係機関との連携を深めます。
- ③ 高齢者の自立や快適性に配慮したバリアフリー※14 住宅への改造支援、高齢者向け住宅の整備促進など、高齢者の自立に配慮した住環境の整備を推進します。

また、公共施設などにおいてもバリアフリー化を促進するとともに、生活関連施設のユニバーサルデザイン※15 化や、高齢者等に配慮した交通弱者対策を推進します。

- ④ 保健・福祉・医療の連携による「認知症」や「寝たきり」についての予防・相談・治療・介護等の支援対策を総合的に推進します。

要援護高齢者が地域社会の一員としていきいきと暮らすために地域の理解を深め、地域における教育・啓発活動を進めています。

さらに、災害が発生する恐れがある場合に、災害弱者としての高齢者の的確な避難所誘導を地域一体となって取り組みます。

- ⑤ 認知症などの高齢者を保護支援する「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の制度について啓発を行います。

また、認知症徘徊高齢者等の安全を確保し、家族の不安を軽減するため、地域の民生委員や警察などと連携した支援体制を整えることに努めます。

- ⑥ 生涯学習の充実

高齢者が生きがいと健康づくり、趣味や教養などの学習活動・社会奉仕などの活動に気軽に参加できるよう高齢者のニーズや経験に応じた講座等の提供等に努めます。

4 障害者に関する問題

(1) 現状と課題

平成28年4月1日より、「障害者差別解消法」が全面施行され、さらに、長崎県においては、法の施行に先立ち、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が施行されています。

障害のある人への合理的配慮と、障害のある人とないとの間に不均等な待遇を行わないことなどが求められています。しかし、地域社会には依然として障害者への偏見などが存在しており、今後も障害者が自立した生活を送るために、障害者及び障害者関係団体への支援や、地域住民との交流を図り、相互理解を深めていくことが必要です。また、その他にも、在宅生活の継続を支援するための施策の充実や、日常生活を援助するためのサービスの利用率の向上という課題が残されています。

(2) 具体的施策の方向

- ① 障害の有無に関わらず、誰もが当たり前に暮らせる社会を実現するノーマライゼーション※16の理念を普及します。
- ② 家庭や地域、学校、企業などあらゆるところで障害者への偏見や差別を解消し、正しい理解を深めていくために、多様な機会を通じて広報・啓発活動の促進を図ります。
- ③ 「障害者差別解消法」や「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」の周知に努め、行政をはじめ、学校、企業・団体、及び市民が法や条例の趣旨を遵守した取り組みの推進を図ります。

5 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題の解消に向けてこれまで培ってきた啓発活動の成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題のひとつとして、今後も積極的に同和教育・啓発を推進していくかなければなりません。

特定の地区出身者であることを理由とした結婚差別や就職差別、及びインターネットを通じた差別事象などが現在も発生していますが、学校教育や生涯学習の場での教育や研修を通して、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、人権教育・啓発の取り組みを一層

進める必要があります。

(2) 具体的施策の方向

- ① 「人権・同和問題啓発強調月間（11月11日～12月10日）」や「人権週間（12月4日～12月10日）」を中心として、関係団体と連携した啓発活動を実施します。
- ② 学校や地域の実情を踏まえ、児童生徒の発達段階などに配慮しながら、すべての教育活動を通して、学校教育における効果的な人権・同和教育を進めます。また、計画的な職員の研修を実施し、児童生徒への指導力の向上に努めます。さらに、学校、家庭、地域が連携して子どもを育むことで、人権尊重の意識を家庭や地域に浸透するように努めます。
- ③ 人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めるために、人権教育関係団体と連携を密にし、社会教育関係団体等を対象に人権・同和問題に対する研修会を開催します。また、人権・同和問題についての学習を各種講座や学級に計画的に位置づけるよう働きかけるとともに、ビデオやDVDなどの人権教育のための視聴覚資料の充実を図ります。

6 外国人に関する問題

(1) 現状と課題

外国人に対する就労差別や入居・入店拒否などの様々な人権問題が発生しています。これらの偏見や差別意識は、国際化の進展などにより、外国人に対する理解が進み、改善の方向に向かっていますが、未だに外国人差別につながる問題が存在しています。

長崎県は、古くから近隣諸国との交流が盛んな土地柄であり、多くの外国人旅行客等が長崎県を訪ねています。このような状況から、国籍や人種の異なる人たちの文化や言葉、習慣などを認め合い、共に暮らしていく環境、地域づくりが求められています。

(2) 具体的施策の方向

- ① 諸外国の人たちとの交流の機会を創出して、国際感覚豊かな人材の育成と文化が共有できるまちづくりを推進します。
- ② 地域社会において、標識、案内板、公共施設等における外国語表記を促進し、地域情報や災害情報などの情報発信を進め、本市に在住する外国人が暮らしやすく、観光で訪れる外国人に対して、ホームページやパンフレットの外国語表記などの受け入れづくり、訪れやすいやさしいまちづくりに取り組みます。

7 犯罪被害者等に関する問題

(1) 現状と課題

本市における刑法犯の認知件数（警察署に被害届があった件数）は、146件（長崎県統計年鑑・平成27年度）であり、社会全体で犯罪被害者等を支援する仕組みが進められています。

市民一人ひとりが、犯罪被害者の心情や立場を理解し、社会的な課題として取り組む必要があります。

(2) 具体的施策の方向

- ① 警察機関等との連携を密にし、犯罪被害者への総合的な支援を行います。また、犯罪被害者の心情を理解し、社会的な人権問題としての認識を深めるための広報啓発活動を進めます。
- ② 犯罪被害者の相談支援については、N P O 法人長崎被害者支援センターや法テラスなど関係機関との相談業務の連携を深め、問題の早期解決に努めます。

8 高度情報化社会に関する問題

(1) 現状と課題

インターネットの利便性の一方で存在する危険性について理解を深め、その活用の方法、情報モラル、自制心の育成など基本的な資質の向上が求められています。

(2) 具体的施策の方向

- ① インターネットによる人権侵害に対しての相談体制を構築し、法務（支）局や県など関係機関との連携・協力を図り、問題の適切かつ迅速な解決に努めます。
- ② 学校教育の情報教育の中で、長崎県メディア安全指導員を積極的に活用し、情報モラルについての教育を計画的に実施します。また、家庭や地域に対しても情報モラルやルールについての啓発を進め、適切なインターネットの利活用を促します。
- ③ 個人情報の適切な管理運用を図るために行政職員の意識向上に努め、事業者が個人情報を適切に取り扱うよう個人情報保護制度の啓発に取り組みます。

9 性的マイノリティに関する問題

(1) 現状と課題

性的マイノリティとは、からだの性と心の性が一致しない、あるいは違和感を持っているといった性同一性障害の人や、同性愛者、両性愛者など、性に関して少数派の人たちの総称です。

このような人々は少数であるがために、社会において十分な理解が得られず、偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることがあります。

性的マイノリティについて正しい理解や認識を深めるために、これまで啓発資料の配布や研修会等を行ってきましたが、性的マイノリティの存在は未だに市民に十分に認識されていません。

(2) 具体的施策の方向

- ① 地域社会や職場において、性的マイノリティの存在を正しく認識し、性に対する多様なあり方への理解を深めるために、民間団体等との連携により、各種講演会や研修会等の開催、啓発資料の配布等を通じて、広く市民へ教育・啓発を進めていきます。
- ② 教職員に対する研修等に加えて、当該児童生徒への心情に配慮した対応、相談体制の充実を図っていきます。

10 様々な人権問題

これまでに明らかにしてきた人権問題以外にも、以下に掲げる問題が存在します。これらの問題を解決するためには、市民一人ひとりが正しい知識と理解を深めることが大切です。

(1) 原爆被爆者等

原爆被爆者の高齢化の進行に伴い、地域の医療・福祉団体等の相互連携の強化や、地域の実情に応じた援護対策の充実が求められています。また、地域社会に依然として存在する原爆被爆者や二世への偏見などをなくすために、歴史を学び正しい認識を育てていく環境づくりが必要です。

このために、保健・医療・福祉の総合的な援護対策の充実や、国・県の動向を踏まえた援護対策、人権に関する様々な学習の場の提供について、地域の実情に応じた施策の展開を進めていきます。

(2) H I V感染者等

わが国においては、いわゆるエイズ予防法が1989年（平成元年）に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が1999年（平成11年）に施行され、エイズ患者の人権の保護がうたわれています。エイズは感染する経路が限られており、感染した人と一緒にいても日常生活の中の接触で感染することはありません。このため、広く正しい知識を身につける啓発活動を今後も進めています。

(3) ハンセン病患者等

ハンセン病とは、らい菌によって引き起こされる病気で、「人に感染しやすい病気」という誤った理解が社会に広められました。しかし、らい菌の感染力は非常に弱く、感染することは極めてまれで、治療薬の開発により現在では確実に治せる病気となっています。

しかしながら、病気に対する誤解や無理解が依然として社会の中に根強く残っており、ハンセン病に対する正しい知識と理解の啓発に今後とも努めます。

(4) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強いものがあり、就職に際しての差別、住居等の確保の困難や悪意のある噂の流布などの問題が起きています。刑を終えて出所した人などが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むために、本人の強い更生意欲や家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。このため、自立を援助する保護司や更生保護女性会など関係機関の活動を支援し、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための啓発活動に努めます。

(5) 災害等における人権尊重

大規模な災害の発生に伴って長期にわたる避難生活を余儀なくされる場合、避難所等においては、特に高齢者や障害のある人、乳幼児等に対する配慮が求められます。また、プライバシーの確保や女性及び子育てが必要な方のニーズに対応した設備や防犯体制の構築も必要です。

このため、雲仙市地域防災計画に基づき各種機関との連携・役割分担を図りながら、災害等における人権に配慮した対策を講じていきます。

用語の解説

※1. マスメディア

マスコミュニケーション（マスメディアによって、不特定多数の人々に對して大量の情報が伝達されること。）の媒体となるもの。

新聞・雑誌・ラジオ・テレビなど。

※2. スクールカウンセラー

いじめや不登校など、様々な悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理士等の資格を有する専門家。

※3. スクールソーシャルワーカー (SSW)

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。

※4. スクールサポーター

子どもの学習活動の支援（学習のつまづきの解消・学習意欲向上への支援、特別な教育的配慮を要する子どもへの支援等）と読書活動推進の支援（読み聞かせ、読書習慣確立のための支援、学校図書館の環境整備・充実、読書環境の整備等）を行う補助員。

※5. 情報モラル

情報化社会で適切に活動するための倫理。特に、インターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道徳上の規範。

※6. ココロねっこ運動

平成13年6月にスタートした、子どもたちの心のねっこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動。

※7. ハラスメント

嫌がらせ。いじめ。

※8. インフォームドコンセント

医師が患者に診療の目的や内容を十分に説明し、患者の同意を得ること。

※9. プライバシー

個人の秘密。他人から干渉・侵害を受けない権利。

※10. NPO法人

特定非営利活動法人。NPO（Non-Profit Organization）とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

※11. ドメスティックバイオレンス (DV)

配偶者や恋人など、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

※12. ネグレクト

無視すること。放置すること。怠ること。養育者による、子どもに対する不適切な保護や養育。衣食住を十分に世話しない場合や、精神的・医療的なケアを十分に行わない場合など。

※13. シルバー人材センター

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、市町村毎に設置されている公益法人（社団法人）。企業や家庭、公共団体などから、高齢者にふさわしい仕事を引き受け、シルバー人材センターの会員に仕事を提供している。

※14. バリアフリー

障害がある人が社会生活をしていく上での障害（バリア）を除去するという考え方。物理的な環境だけではなく、人々の心にあるバリアや社会制度的なバリアをなくすという捉え方もされる。

※15. ユニバーサルデザイン

言語、利き手、障害の有無、老若男女などの違いに影響されず、誰もが利用しやすいよう建物、製品等をデザイン（設計）すること。

※16. ノーマライゼーション

障害の有無にかかわらず、誰もが普通に暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けて様々な社会条件を整えていこうとする考え方。